

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術の施設基準に係る届出状況報告（様式72より）

（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）

令和8年1月15日
福島県立南会津病院

1. 次の事項を満たしている場合には、○を付けること。

☒ ア	手術（医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術を含む当該保険医療機関において実施する全ての手術）を受ける全ての患者に対して、当該手術の内容、合併症及び予後等を文書を用いて詳しく説明を行い、併せて、患者から要望のあった場合、その都度手術に関して十分な情報を提供している。
☒ イ	アにより説明した内容について、患者に文書（書式様式は任意）で交付するとともに、当該交付した文書を診療録に添付している。
☒ ウ	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術を行う際は、速やかに開胸手術や開腹手術に移行できる体制を整えている。
☒ エ	関連学会から示されているガイドライン等を踏まえ、手術適応等の治療方針についての検討を適切に実施している。
☒ オ	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術について十分な経験を有する医師が配置されている。

2. 院内掲示をする手術件数

・区分1に分類される手術手術の件数

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

・区分2に分類される手術手術の件数

手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	2件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

・ 区分 3 に分類される手術手術の件数

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

手術の件数

・ 区分 4 に分類される手術の件数

0件

・ その他の区分に分類される手術手術の件数

手術の件数

人工関節置換術	0件
乳児外科施設基準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを 含む。）及び体外循環を要する手術	0件
経皮的冠動脈形成術	0件
急性心筋梗塞に対するもの	0件
不安定狭心症に対するもの	0件
その他のもの	0件
経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
経皮的冠動脈ステント留置術	0件
急性心筋梗塞に対するもの	0件
不安定狭心症に対するもの	0件
その他のもの	0件

備考

1. 院内掲示する文書の写しを添付すること。
2. 同種腎移植術等（移植用腎採取術（生体）及び同種腎移植術をいう。）
の実施について、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）、世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会「生体腎移植実施までの手順」を遵守する旨の文書（様式任意）を添付すること。
3. 区分 1 から区分 3 に分類される手術であって胸腔鏡若しくは腹腔鏡を用いる手術又は区分 4 に分類される手術を実施しない場合にあっては、「1」の「ウ」～「オ」は記載する必要はないこと。

4. 「経皮的冠動脈形成術」及び「経皮的冠動脈ステント留置術」
を新規に届け出る場合は、関連学会の実施する調査に提出する
手術件数に準じてそれぞれ記載すること。